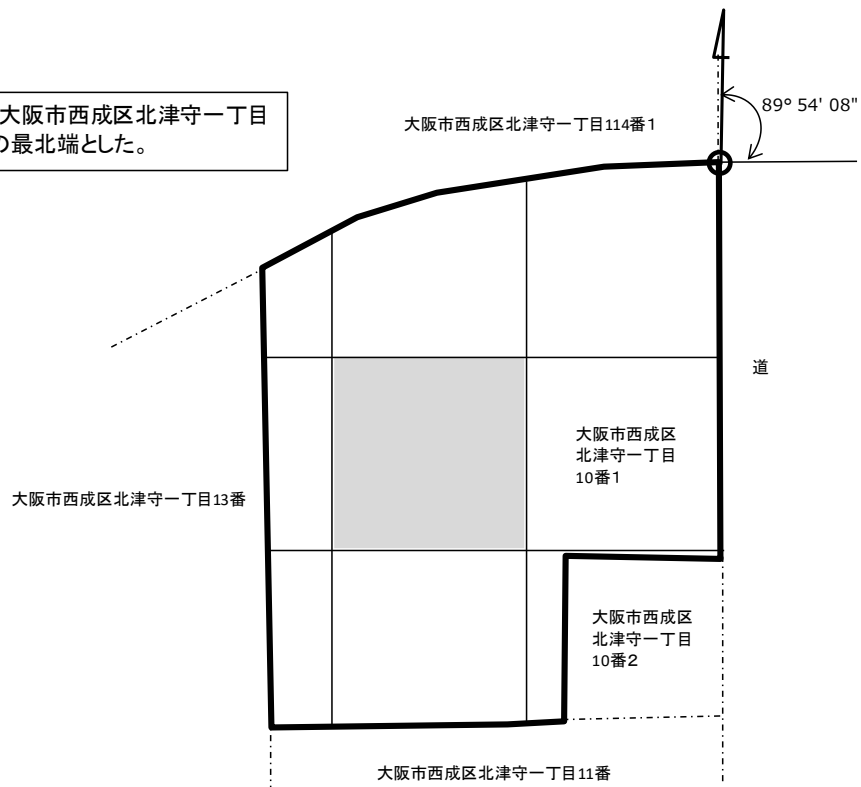


【起点】大阪市西成区北津守一丁目10番1の最北端とした。



【凡例】

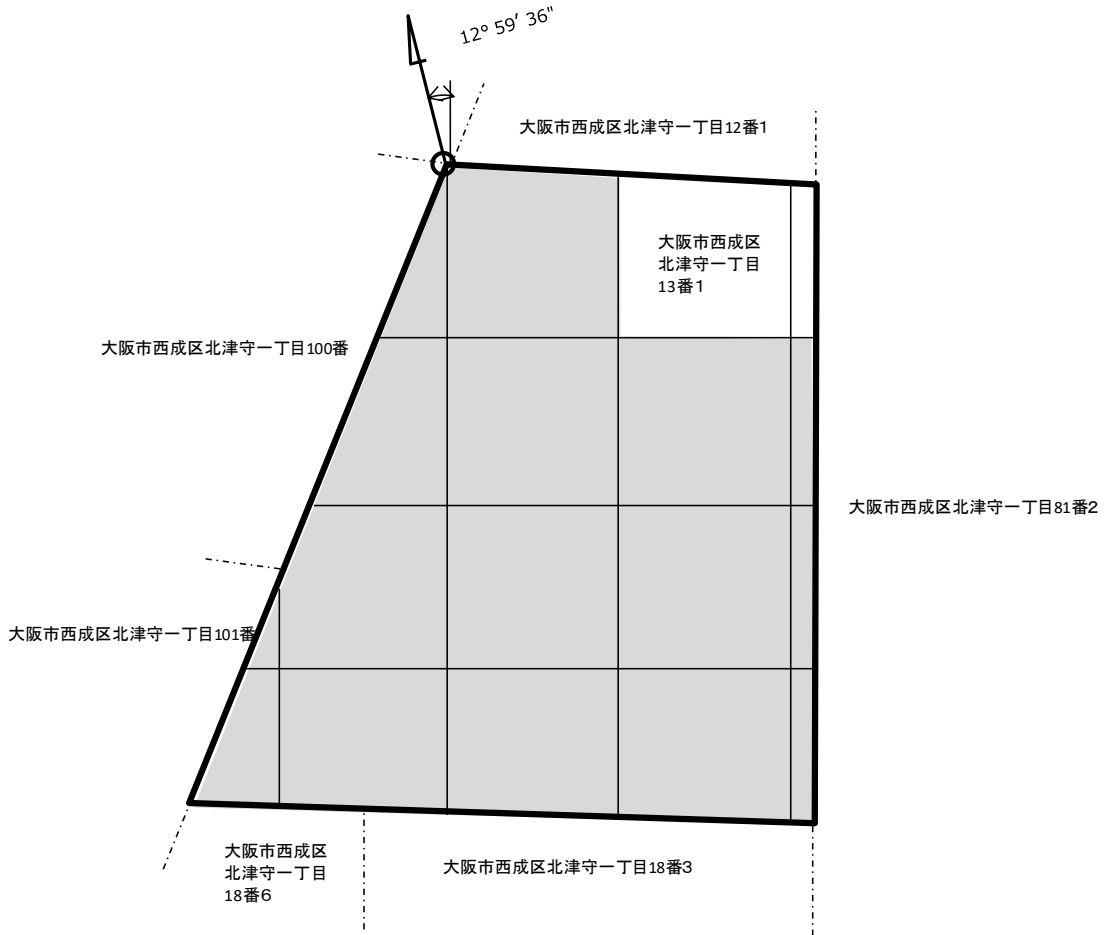
- 調査対象地
- 形質変更時要届出区域
- 単位区画
- 筆境界

【格子の回転角度】

起点を支点として、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線を右に89° 54' 08"回転させて得られる線により、調査対象地を区画した。



【起点】大阪市西成区北津守一丁目  
13番1の最北端とした。



【凡例】

- 調査対象地
- 形質変更時要届出区域
- 単位区画
- 筆境界

【格子の回転角度】

起点を支点として、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線を右に12° 59' 36"回転させて得られる線により、調査対象地を区画した。